

※令和 8 年 2 月 6 日付「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直し等について（答申）」における付帯意見に基づき、
検討状況を以下のとおり報告します。

令和 8 年 8 月 27 日
多摩市国民健康保険運営協議会
資料 3

令和 7 年度答申の付帯意見にかかる検討状況について（報告）

1 期別設定別賦課額イメージ

令和 8 年度における多摩市の保険税率において、モデル世帯による期別設定ごとに 1 期あたりの税額は以下のとおり。

期別設定	課税限度額（1 1 3 万円/年）	夫婦 2 人子 2 人（4 3 万円/年）	夫婦（8 5， 7 0 0 円/年）	単身（1 3， 4 0 0 円/年）
5 期	2 2 6， 0 0 0 円/期	8 6， 0 0 0 円/期	1 7， 1 4 0 円/期	2， 6 8 0 円/期
8 期	1 4 1， 2 5 0 円/期	5 3， 7 5 0 円/期	1 0， 7 1 2 円/期	1， 6 7 5 円/期
10 期	1 1 3， 0 0 0 円/期	4 3， 0 0 0 円/期	8， 5 7 0 円/期	1， 3 4 0 円/期

※モデル世帯の世帯構成は以下のとおり

- ・ 夫婦 2 人子 2 人…世帯収入:給与 5 0 0 万円（世帯主・ 4 0 歳以上）、子 2 人未就学児、介護分対象 1 人
- ・ 夫婦……………世帯収入:年金 2 0 0 万円・ 8 0 万円（夫婦とも 6 5 ～ 7 4 歳）
- ・ 単身……………給与収入 1 0 0 万円、介護分対象者なし、世帯所得により 7 割軽減

2 直近の期別設定変更前後における徴収率の推移（期別変更を行った平成 9 年度前後の徴収率の推移）

	平成 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度	1 2 年度	1 3 年度
現年分	9 2． 7 %	9 1． 5 %	9 1． 3 %	9 0． 6 %	9 0． 9 %	9 0． 1 %	9 0． 0 %	8 9． 8 %	9 0． 6 %	9 0． 4 %
滞納繰越分	2 0． 5 %	1 5． 3 %	1 5． 2 %	1 2． 5 %	1 1． 0 %	1 1． 6 %	1 1． 3 %	1 0． 9 %	1 1． 2 %	1 0． 8 %
総合	8 2． 5 %	7 9． 4 %	7 6． 8 %	7 4． 1 %	7 1． 8 %	7 2． 2 %	7 0． 7 %	6 8． 8 %	6 8． 1 %	6 8． 6 %
現年分平均	9 1． 4 %					9 0． 2 %				
滞繰分平均	1 4． 9 %					1 1． 2 %				
総合平均	7 6． 9 %					6 9． 7 %				
期別数	5 期（ 6 月・ 8 月・ 1 0 月・ 1 2 月・ 2 月）					1 0 期（ 6 月～ 3 月）				

3 10期別と8期別の際の業務対応比較について

月	10期	8期	備考
6月	・当初納税通知書発送		1月2日以降転入者・未申告等で、所得判明前の方は均等割額のみの通知。
7月	・ <u>納税通知書発送</u> (<u>税額変更や普徴切替分等</u>) ・ <u>1期分督促状発送</u>	・当初納税通知書発送	所得判明後や徴収方法変更後に再度納税通知を発送
8月	・2期分督促状発送	・1期分督促状発送	
9月	・3期分督促状発送	・2期分督促状発送	
10月	・4期分督促状発送 ・1～2期分催告書送付	・3期分督促状発送 ・1期分催告書送付	
11月	・5期分督促状発送	・4期分督促状発送	
12月	・6期分督促状発送 ・1～4期分催告書送付	・5期分督促状発送 ・1～3期分催告書送付	
1月	・7期分督促状発送	・6期分督促状発送	
2月	・8期分督促状発送 ・1～6期分催告書送付	・7期分督促状発送 ・1～5期分催告書送付	
3月	・9期分督促状発送	・8期分督促状発送	
4月	・ <u>10期分督促状発送</u> ・1～ <u>9期分</u> 催告書送付	・1～8期分催告書送付	10期別の場合、10期分の督促状発送時期の都合上、10期分の催告書を現年度中に送付できず、滞納分として翌年度の7月に送付している。
5月			

※督促状発送1回あたり

納付書用紙代 : 17 円/通×3,500 通 = 59,500 円

封筒代 : 10 円/通×3,500 通 = 35,000 円

封入封緘業務委託 : 17 円/通×3,500 通 = 59,500 円

郵便料 : 110 円/通×3,000 通 = 330,000 円

自動電話催告 : 30 円/件×1,050 件 = 31,500 円

合計 515,500 円

4 保険税率上昇の抑制に寄与する事務負担軽減策

- ・ 納付額調書のプッシュ型通知

年末や年度末になると、年末調整や確定申告に際し、社会保険料控除の申告のため、国民健康保険税の1年間の納付額を確認する市民からの問い合わせが集中的に大量に入り、繁忙になるとともに電話・窓口で市民をお待たせするような状況が発生する。

現在は、市民からの問い合わせに対し、口頭での金額回答や窓口、インターネットでの申請を通して、国民健康保険税の納付額をお知らせする「納付額調書」の発行を行っているが、問い合わせの有無に関わらず、市から国民健康保険加入者に対して、プッシュ型で「納付額調書」を送付する対応を検討している。（イメージ例：圧着はがきなどで送付されてくる生命保険料控除の証明書）

プッシュ型で送付を行うことにより、市民からの問い合わせを減らすことで業務の効率化に寄与するのみならず、市民にとっても自ら納付額調書の発行申請や確認の連絡等を行うことなく自身が1年間に納付した国民健康保険税の金額を通知により把握することができ、年末調整や確定申告をスムーズに行うことができるようになり、利便性向上につながる。

なお、本業務により、未納者の納付が進むような対応に繋がるよう、「納付額調書」をプッシュ型で送付する対象者等発行条件の検討を行っている。